

UBS オーストラリア債券オープン (毎月分配型)

追加型 / 海外 / 債券 / 累積投資適用

リップラー・ファンド・アワード・ジャパン 2010



債券型 豪ドル分類 「最優秀ファンド賞」受賞

債券型 豪ドル分類の3年、5年、10年の評価期間のうち3年において2年連続で「最優秀ファンド賞」を受賞しました。

リップラー・ファンド・アワードに関する情報は、投資信託の売買を推奨するものではありません。リップラー・ファンド・アワードは、過去のファンドのパフォーマンスを分析したものであり、過去のパフォーマンスは将来の結果を保証するものではないことにご留意ください。評価結果は、リップラーが信頼できると判断した出所からのデータおよび情報に基づいていますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。
©Thomson Reuters 2010. All rights reserved.

ファンドの特色

- 1 **オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に分散投資し、安定した収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。**
 - オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債を主要投資対象とします。
 - UBSオーストラリア・ガバメント・インデックス(円換算ベース)^{※1}をベンチマークとします。
 - 組入債券の平均格付け^{※2}は、原則としてAA-格相当以上を維持します。
 - 投資する債券は、原則として取得時においてA-格相当以上の格付けを取得している公社債、または(これらの格付けが無い場合)委託会社が同等と判断した公社債に限定します。

※1 UBSオーストラリア・ガバメント・インデックスは、オーストラリアの債券市場の値動きを表す代表的な指数であり、オーストラリアの国債および州政府債から構成されています。UBSオーストラリア・ガバメント・インデックス(円換算ベース)は、当インデックスを当社が円換算したものです。
※2 信用格付けにつきましては、詳しくは目論見書をご参照ください。
- 2 **組入国債等の利子・配当収益を中心に、原則として毎月分配を行う方針です。**
 - 毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、信託約款の運用の基本方針に定める「収益分配方針」に基づいて分配を行います。分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※基準価額が当初元本である1万円(1万円当たり)を下回る場合においても、利子・配当収益を中心に分配を行う方針です。
- 3 **外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**
 - 外貨建資産への投資割合は高位を保ち、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動リスクがあります。ただし市況動向等により、為替ヘッジを行う場合があります。
- 4 **運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託します。**
 - スイスを本拠地とするグローバルな総合金融機関であるUBSグループの一員です。

※市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



UBSグローバル・アセット・マネジメント
アジア・太平洋地域債券運用責任者
アン・アンダーソン

日頃より「UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)」をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

この度、同ファンドが「リップラー・ファンド・アワード・ジャパン 2010」(債券型豪ドル分類)評価期間3年において2年連続で「最優秀ファンド賞」を受賞しました。

今後とも、UBSグローバル・アセット・マネジメントは、お客様にご満足頂けるよう、より一層努力を続けて参りますので、引き続きお引き立ての程、よろしく願います。

投資信託説明書(目論見書)のご請求・お申込みは

株式会社 三菱東京UFJ銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号
加入協会: 日本証券業協会 / (社)金融先物取引業協会

設定・運用は

UBS Global Asset Management UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社

商号: ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号
加入協会: (社)投資信託協会 / (社)日本証券投資顧問業協会 / 日本証券業協会

©UBS2010. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。

ファンドの主なリスク

当ファンドは、主にオーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等を投資対象としますので、金利の変動や、組入公社債の発行体の業績悪化等の影響により、組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、オーストラリアドル等の外国通貨と日本円との間の為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようなものがあげられます。

■ 公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

■ 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

■ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

■ カントリーリスク

外国証券へ投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の投資信託に関する一般的なリスク

- 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額は下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- 投資信託は預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 金融商品取引業者(従来の証券会社)以外の登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
- 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります)。
- 投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。

お申込みメモ 詳しくは投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

信託設定日：2003年8月15日

発行価額の総額：上限 3,000億円

申込の受付：原則としていつでもお申込みいただけます。ただし、シドニーの休業日^(注)はお申込みいただけません。

申込単位：三菱東京UFJ銀行では、累積投資コースのみの取扱いとなり、10万円以上1円単位でお申込みを受付けます。ただし、「積立プラン」をご利用の場合は、1万円以上1円単位です。

申込価額：お申込受付日の翌営業日の基準価額

申込手数料：お申込代金に応じて下記の手数料率を乗じて得た金額です。なお、変更されている場合もございますのでお申込窓口でご確認ください。

お申込代金	手数料率
1億円未満	2.10%(税抜2.00%)
1億円以上	1.05%(税抜1.00%)

※ただし、償還乗換えによる取得の場合は、償還金額の範囲内で取得する金額について無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額：換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%

換金手数料：ありません。

換金の受付：原則としていつでも換金のお申込みができます。ただし、シドニーの休業日^(注)はご換金いただけません。お申込みの受付は午後3時までとさせていただきます。

換金単位：販売会社が定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額：換金申込受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)

信託期間：無期限

※ただし、ファンドの残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

信託報酬：純資産総額に対して年率1.05%(税抜1.00%)

内訳：委託会社0.49875%(税抜0.475%)

販売会社0.49875%(税抜0.475%)

受託会社0.05250%(税抜0.050%)

※上記に加え、監査報酬として年84万円を上限(当該上限は契約条件の見直しにより随時変更となる場合があります)に信託財産より間接的に全受益者にて応分にご負担いただきます。また、この他有価証券の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用等がかかりますが、これらの費用は取引量等により変動しますので、事前に金額、計算方法および費用の合計額は記載することができません。

収益分配：毎決算日(毎月17日、ただし決算日が休業日の場合は翌営業日)に、収益分配方針に基づいて分配を行います。

※分配金は税金を差し引いた後、原則として再投資されます。分配金を再投資せず、お客さまの指定口座にご入金するお取扱いを希望される場合は、分配金出金(定期引出契約)をお申込みください。

課税関係：原則として、収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。詳しくは投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

※税法等が改正された場合には、内容が変更になることがあります。

(注)シドニーの休業日：シドニー先物取引所の休業日、シドニーの銀行休業日、その他シドニーにおける債券市場の取引停止日は、お申込みおよび解約の請求はできません。

※受益者にご負担いただく手数料等の合計額は保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。